

① 再生可能エネルギー発電事業計画書【みなし認定用】
(10kW未満の太陽光発電)

平成 29 年 4 月 30 日 ②

経済産業大臣 殿

③

(ふりがな) さいたまけんあげおしはらいち
提出者 住 所 (〒 362-0021)
 埼玉県上尾市原市1352-1

(ふりがな) ふじ たろう
氏 名 富 士 太 郎

(法人番号: 個人の場合は不要です。)

(法人にあっては名称、法人番号(法人番号がある場合)、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電話番号 (048) 778 - 3310

実印を押印

富 士 太 郎 印

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年経済産業省令第84号)附則第6条第2項、第6項及び第7項の規定により、再生可能エネルギー発電事業計画書を次のとおり提出します。

再生可能エネルギー発電事業計画

再生可能エネルギー発電事業計画の概要			備 考
設備情報	設備ID	A 1 2 3 4 5 6 C 1 3	④
	設備の所在地(注1)	埼玉県上尾市原市1352-1	□別紙あり
	太陽電池の合計出力(kW)	3.4 kW	⑤
事業内容	接続契約締結日	平成 年 月 日	⑥
	接続契約締結先	東京電力パワーグリッド株式会社	
	特定(買取)契約締結先	東京電力エナジーパートナー株式会社	□未定 ⑦
	買取価格(注2)	38.88 円/kWh(税抜き)	□未定
	運転開始状況	☒ 運転開始済み	⑧
	再生可能エネルギー発電事業の実施において遵守する事項 (注) 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に印をつけること。		⑨
事業計画策定ガイドラインに従って適切に事業を行うこと。(注3)		☒	
安定的かつ効率的に再生可能エネルギー発電事業を行うために発電設備を適切に保守点検及び維持管理すること。		☒	

複数の地番にまたがる場合別紙が必要となります。
2. 記載方法の④を参照

【購入電力量のお知らせ】を参考にご記入ください。

関東1都6県にお住まいの富士住建のお客さまで東京電力から新電力に変更契約をしていない方は【東京電力パワーグリッド株式会社】となります。

平成29年3月31日時点で運転開始している場合は接続契約締結日の記入の必要はありません。
平成29年4月1日以降に運転開始される方は『電力需給契約申込書(再生可能エネルギー発電設備用)』の契約締結日(承諾日)をご記入ください。

【購入電力量のお知らせ】を参考に税抜き価格(小数点以下第3位切捨て)を記入してください。

42円→38.88円
38円→35.18円
37円→34.25円
35円→32.40円
33円→30.55円
31円→28.70円

	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。	☒	⑨
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力抑制の指針に基づいた出力抑制の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	☒	
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	☒	
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	☒	
	再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	☒	

添付書類

	書類名	
接続の同意を証する書類（注４）	※電力需給契約申込書(再生可能エネルギー発電設備用)	⑩

平成29年3月31日時点で運転開始している場合は『接続の同意を証する書類』の添付は必要ありません。
平成29年4月1日以降に運転開始される富士住建のお施主様は『電力需給契約申込書(再生可能エネルギー発電設備用)』のお客様控えの写しを同封してください。

- (注１) 発電設備を設置する土地の地番を記載すること。複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。
- (注２) 特定（買取）契約における買取価格を記載すること。特定契約が未締結であれば「未定」のボックスにチェックを付すこと。
- (注３) 事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
- (注４) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる日までにこの再生可能エネルギー発電事業計画に係る発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給していたときは、書類の添付を省略できる。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

電力会社から届く【購入電力量のお知らせ】を参考にとスムーズにご記入出来ます。※添付郵送は不要です。

地点番号 03-0012-1060-5060-0209-5387 購入電力量のお知らせ ご使用場所 XXXXXXXXXX		お客さま設備情報 設備情報: 設備ID ○設備ID: XXXXXXXXXX ○発電出力: 3.4kW ○お客さま設備の買取期間起算日: 平成23年12月21日	
29年2月分 購入電力量 144kWh 購入予定金額 6,048円 支払予定日 2月23日	設備情報: 設備の所在地 発電設備 太陽光	設備情報: 太陽電池の合計出力 太陽電池の合計出力 42.00kW	
当月指示数 11632 前月指示数 11488 差 引 144 計器乗率 (倍) 取替前計量値 契約変更前計量値 計器番号 (下3桁) 520	事業内容: 買取価格 お客さまの買取単価 42円00銭	事業内容: 特定(買取)契約締結先 東京電力エナジーパートナー様	
次回検針予定日 3月6日 地区番号 02 事業所コード (605)		次回検針予定日 3月6日 地区番号 XXXXXX 事業所コード XXXXXX	

お問い合わせは、下記の電話番号まで
 ～おかけ間違いにお気をつけください。～
 相談・問い合わせ先/カスタマーセンター
 お申し込み・ご契約に関するご用件
 0120-995-661
 停電・設備に関するご用件
 0120-995-007

TEPCO

2. 記載方法

No	項目	必須有無	記 入 内 容
①	—	—	- 平成２８年度までの旧制度で認定を取得した場合であって、①平成２９年３月３１日までに接続契約を締結した場合は平成２９年４月１日に、②認定失効の猶予期間中に接続契約を締結した場合は接続契約を締結した日に、新制度の認定を受けたものとみなされます。 - 新制度の認定を受けたものとみなされた場合には、そのみなされた日から起算して６ヵ月以内に事業計画を作成し、提出する必要があります。 １０ｋＷ未満の太陽光発電であって、新制度での認定を受けたものとみなされた場合には、新制度の適用を受けるために、本様式により事業計画書を提出してください。
②	—	必須項目	事業計画書の提出日を記入します。
③	提出者 情報	必須項目	- 提出者の事業者情報を記入します。 - 住所（法人の場合は登記すべき本店又は主たる事務所の所在地）、氏名（法人の場合は法人名称（登記簿上の名称）及び代表者の役職名、氏名）には、ふりがな（ひらがな）を付し、印鑑を押印します（法人の場合は代表者の登記印、個人の場合は実印）。 - 法人の場合、法人番号（１３桁）を記入します。法人番号がない場合は不要です。 - 電話番号は日中に申請者に連絡のとれる電話番号を記入します。
④	設備ＩＤ ・設備の 所在地	必須項目	- 当該事業計画の対象となる設備について、設備ＩＤ、設備の所在地を記入します。 - 設備の所在地が複数の地番にまたがる場合は、代表地番を記入した上で「他○筆」と記入し、代表地番を含めた全ての地番を記載した「別紙（設備の所在地）」を添付します。
⑤	太陽電池 の合計 出力	必須項目	太陽電池の合計出力については、太陽電池モジュールの出力の合計（小数点第１位まで記入し小数点第２位切捨て）を記入します。
⑥	接続契約	選択必須 項目 必須項目	- 当該事業計画の対象となる設備について、接続契約締結日（＝接続の同意を得られた日）、接続契約締結先を記入します。 - 接続契約締結日とは、連系承諾を受けた後に、工事費負担金契約を締結した日（工事費負担金契約を締結しなかった場合には、工事費負担金の請求があった日）をいいます。なお、工事費負担金が０円の場合は、連系承諾日が接続契約日となります。当該事業計画の対象となる設備が平成２９年３月３１日までに運転開始していた場合は、記載を省略しても差し支えありません。 - 接続契約締結先については、必須項目です。
⑦	特定（買取）契約 締結先・ 買取価格	必須項目	- 当該事業計画を提出する日までに特定（買取）契約を締結している場合は、その締結先、当該契約における買取価格（固定価格買取制度に基づいて定められた調達価格に上乗せした価格により買取を行う場合には、その上乗せ後の価格）について記入します。 - 当該事業計画提出の時点で特定契約を締結していない場合は、「未定」のボックスにチェックを付します。
⑧	運転開始 状況	選択必須 項目	当該事業計画提出の時点において運転開始をしている場合は、「運転開始済み」のボックスにチェックを付します。

⑨	遵守事項	必須項目	・各事項について遵守することに同意する場合は、当該事項のボックスにチェックを記入します。 ※事業を実施するに当たり、該当する事項を遵守することに同意できない場合は、認定基準を満たしているとは認められないため、認定できませんのでご注意ください。
⑩	接続の同意を証する書類	選択必須項目	・当該事業計画の対象となる設備が平成29年3月31日までに運転開始していなかった場合は、接続の同意を証する書類を添付します。 ・接続の同意を証する書類は、接続契約が締結されていること（連系承諾＋工事費負担金の額までを定めた契約が締結されていること）を証明するための書類をいいます。 ・発電設備の出力や電力会社ごとに必要な書類・名称が異なるため、資源エネルギー庁HP「なっとく!再生可能エネルギー」(※)にて公表している「接続の同意を証する書類一覧」にて確認の上、添付します。 ※ http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/